

（仮称）生駒市自治基本条例の制定に関するアンケート調査

生駒市市民自治検討委員会では、平成19年1月から（仮称）生駒市自治基本条例の策定作業を進めてきましたが、このたび、別添のとおり案がまとまりました。

つきましては、皆様のご意見をお聞かせいただきたく、アンケートをさせていただくこととなりました。

お忙しい中申し訳ございませんが、（仮称）生駒市自治基本条例の制定（案）をご参照いただき、アンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

【本アンケートの趣旨など】

- ◇このアンケートは、広く皆様のご意見を反映させることができるよう、1,000人を選出抽出し、送付させていただきました。
- ◇個々のご意見に対して、直接個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ◇この調査は無記名で回答していただくもので、個人の秘密が漏れたり、他の用途に使われるなどのご迷惑をおかけすることは一切ございません。

平成21年2月

生駒市市民自治検討委員会

【調査票ご記入についてのお願い】

【ご回答の方法】

- ◇回答方法は、該当する数字（1，2，3など）に直接○印をつけていただくことを基本とし、「その他（ ）」欄については、お考えのことをお書きください。
- ◇質問の内容とあなたご自身の状況とがそぐわない場合、答えにくい部分については、差し支えない範囲で結構ですのでお答えください。
- ◇記入がお済みになりましたら、お手数ですが同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、3月19日（木）までに、お近くの郵便ポストに投函してください。
- ◇この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

〒630-0288 生駒市東新町8番38号

生駒市市長公室市民活動推進課市民活動推進係

TEL.0743-74-1111（内線234） FAX.0743-74-1105

E-mail shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp

(仮称) 生駒市自治基本条例の制定に関するアンケート

アンケート回答者の方にお聞きします。

問1 あなたの性別について、あてはまるものに○をつけてください。

1. 男
2. 女

問2 あなたの年齢について、あてはまるものに○をつけてください。

1. 10代
2. 20代
3. 30代
4. 40代
5. 50代
6. 60代
7. 70代以上

(仮称) 生駒市自治基本条例制定に向けた取り組みについておたずねします。

問3 あなたは生駒市が「(仮称)生駒市自治基本条例」づくりを進めていることをご存知ですか。

1. 知っている → 問4へお進みください。
2. 知らない → 問5へお進みください。

問4 問3で「知っている」と回答されたかたは、何でお知りになりましたか。

1. 広報紙
2. 市ホームページ
3. タウンミーティング
4. 自治会等の回覧
5. その他（具体的に：

問5 生駒市では「(仮称)生駒市自治基本条例」制定に向けて、生駒市市民自治検討委員会で検討を進めています。あなたは、自治基本条例の内容や、検討委員会の検討経過等について、関心がありますか。あてはまるものに1つ〇をつけてください。

1. とても関心がある
2. 少し関心がある
3. あまり関心がない
4. 全く関心がない

問6 平成21年度中に「(仮称)生駒市自治基本条例」を制定する予定ですが、制定の状況を市民のみなさまにお知らせするには、どのような方法がよいと思いますか。あてはまるものに2つ〇をつけてください。

1. 広報紙への掲載
2. 市のホームページへの掲載
3. 自治基本条例のパンフレット等の作成
4. シンポジウムの開催
5. 自治会等を中心とした説明会の実施
6. その他(具体的に：

問7 あなたは、「市民と行政との協働によるまちづくり」にどのように取り組むべきだとお考えですか。あてはまるものに1つ〇をつけてください。

1. あらゆる分野において積極的に進めるべき
2. 行政がまちづくりに責任を持つべきであり、協働はある適度のところにとどめるべき
3. あまり必要は感じない(今のままでよい)
4. 分からない
5. その他(具体的に：

(仮称) 生駒市自治基本条例の内容についておたずねします。

問8 あなたは、自治基本条例の考え方として、どのようなことが特に大切だと思いますか。あてはまるものに2つ〇をつけてください。(別添資料：4・5・6・43条関連)

1. 市民と行政との協働によるまちづくり
2. 市民参画によるまちづくりの制度づくり
3. 人権の尊重
4. 地域の自主・自立的なコミュニティの形成
5. 情報の共有・公開の推進
6. その他(具体的に：

問9 あなたは、市民の役割と責務として、どのようなことが特に大切だと思いますか。あてはまるものに2つ〇をつけてください。(別添資料：7・9条関連)

1. 市と協働してまちづくりに取り組むこと
2. まちづくりの主体であることを自覚すること
3. 市民相互の活動を尊重すること
4. 自らの発言と行動に責任を持つこと
5. 公共の福祉、将来世代に配慮すること
6. 地域の発展と環境の保全に配慮すること
7. その他(具体的に：

問10 あなたは、市長・職員の責務として、どのようなことが特に大切だと思いますか。あてはまるものに2つ〇をつけてください。(別添資料：15・16・17条関連)

1. 市民と協働してまちづくりに取り組むこと
2. 市民であることを認識すること
3. 全体の奉仕者として自覚すること
4. 公正、誠実かつ効率的に職務を遂行すること
5. 職務に必要な知識、技能等の向上に努めること
6. 法令を遵守すること
7. その他(具体的に：

問11 あなたは、議会の責務として、どのようなことが特に大切だと思いますか。あてはまるものに2つ〇をつけてください。(別添資料：11条関連)

1. 行政を監視し、チェックすること
2. 市民からの意見を求めること
3. 意思決定機関としての責任を自覚すること
4. 市民にかかれた議会運営に努めること
5. 政策形成機能、立法機能を強化すること
6. 議会における意思決定内容等の説明を行うこと
7. その他(具体的に：

問12 あなたは、市政運営に関する基本的なルールとしてどのようなことが特に大切だと思いますか。あてはまるものに3つ〇をつけてください。(別添資料：11・20・21・22・27・28・29・30・31・32・47・49・51・53条関連)

1. 個人情報保護
2. 市民への情報共有・情報公開
3. 行政の説明責任
4. 機能的・効率的な組織体制
5. 議会の行政への監視
6. 危機管理体制の確立
7. 財源の効果的・効率的活用
8. 財産の計画的運用・管理及び公表
9. 意見、要望、苦情等への誠実な対応
10. 近隣自治体との連携
11. 国際交流及び多文化共生の推進
12. その他(具体的に：

問13 あなたは、市民の市政への参画や協働によるまちづくりを進めるために、どのようなことが特に大切だと思いますか。あてはまるものに3つ〇をつけてください。(別添資料：28・29・34・37・38・39・43・45・47条関連)

1. 審議会委員等の公募、会議・会議録の公開
2. 計画策定段階からの市民参画の保障
3. 行政評価への市民参画の保障
4. 市民への情報提供、情報共有
5. 広聴対応・応答の充実
6. 自治会、ボランティアやNPO等への支援
7. 市民投票制度の創設
8. 市民自治協議会の設置
9. その他(具体的に：

